

マネージメント・レター 213
平成 19 年度税制改正「減価償却制度」

平成 19 年度税制改正要綱(平成 19 年 1 月 19 日閣議決定)の中で減価償却制度が変わります。償却可能限度額撤廃、残存価額の撤廃、IT 関連分野の法定耐用年数の短縮の三本柱です。平成 19 年 4 月 1 日以後取得する減価償却資産については、償却可能限度額(取得価額の 100 分の 95 相当額)及び残存価額を廃止し、耐用年数経過時点に 1 円(備忘価額)まで償却できる。平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で 1 円まで均等償却できる。

減価償却制度の三大改正

取得時期	~ H19.3.31 までの取得分	H19.4.1 以後取得分
償却費の計算	残存価額 (有形固定資産は、10%の残存割合)	制度の廃止 備忘価額(1円)を残して 100%償却可能
	償却可能限度額 (取得価額×95%相当額)まで償却	
	95%まで償却進行分	事後 5 年間で全額均等償却可能

毎年の償却限度額の計算

	改正前	改正後
定額法	(取得価額 - 残存価額) × 償却率	取得価額 × 償却率
定率法	取得価額(未償却残高) × 償却率	同左(償却率を 250%定率法に改正)

改正による定率法 ~ [定額法の償却率(1 / 法定耐用年数) × 2.5]

耐用年数	2	3	4	5	6	7	8	9	10
定率法 改正前	0.684	0.536	0.438	0.369	0.319	0.280	0.250	0.226	0.206
定率法 改正後	1.000	0.833	0.625	0.500	0.416	0.357	0.312	0.277	0.250
定額法	0.500	0.333	0.250	0.200	0.166	0.142	0.125	0.111	0.100

償却方法の変更や減価償却システムの更新、予算作成における減価償却費等ご検討されている関与先様、詳細な説明を希望されている関与先様は、担当税理士・担当者・副担当・他事務所職員が対応させていただきます。(今月のワンポイントはお休みさせていただきました。)